

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

国会  
\*\*\*\*\*

ベトナム社会主義共和国  
独立・自由・幸福  
\*\*\*\*\*

第 27/2001/QH10 号

ハノイ、2001 年 6 月 29 日

ベトナム社会主義共和国国会の  
消防法第 27/2001/QH10 号

消防活動に関する国家管理の効力向上および全国民の責任の向上；人間の生命と健康の保護；国家、組織と個人の財産の保護；環境保護；社会安全秩序の保護を目標として、

ベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき、

本法は消防について定める。

## 第一章

### 総則

#### 第 1 条. 調整範囲

本法は、消防およびその消防活動のための部隊構築、機械器具等の整備、政策制定について定める。

#### 第 2 条. 適用対象

ベトナム社会主義共和国の国土に生活するまたは活動を行う機関、組織、世帯、個人は本法の規定およびその他関連法律の規定を遵守しなければならない。但し、ベトナム社会主義共和国が締結したまたは加盟している国際条約が本法の規定と異なる場合は国際条約の規定が適用される。

#### 第 3 条. 用語の解説

本法で使用する用語の意味は以下のとおり。

1. 火災とは、制御不能な火の発生によって人や財産への損害、または環境に影響を与える可能性をもつものである。
2. 可燃性・爆発性の危険物とは、発火・爆発しやすい液体、気体、固体、物品または資材のことである。
3. 施設とは、工場、倉庫、事務所、病院、学校、劇場、ホテル、市場、ショッピングセンター、武装部隊の兵舎、その他の施設の総称である。

機関や組織は一つまたは複数の施設を持つことができる。

4. 火災・爆発の危険性のある施設とは、政府が定めた可燃性・爆発性の危険物を定量保有している施設のことである。
5. 人民防衛隊とは、住居地の安全秩序の維持および消防活動に参加する者から構成される組織である。
6. 施設消防隊とは、職場において消防活動に参加する者から構成される組織である。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

7. 消防管轄エリアとは、消防部隊が消防の業務を展開するエリアである。
8. 消防とは、消防のための人力および機械器具等の動員と展開の業務、通電遮断、避難誘導、人や財産の救出、延焼防止、消火の業務およびその他消防に関する活動をいう。
9. 森林所有者とは、国家権限機関から森林や植林地が割り当てられた機関、組織、世帯のことである。

#### **第4条. 消防の原則**

1. 全国民の総合力を動員するべく消防活動への参加を促す。
2. 消防活動において、予防活動を主要活動とし、火災の発生を積極的かつ主動的に防止し、その発生頻度および火災による損失を最低限に抑える。
3. 火災が発生した場合の迅速かつ効果的な消防のために、人力、機械器具等および実施案およびその他の条件を確実に準備する。
4. 消防のすべての活動は、現場の人力と機械器具等により実施、対応する。

#### **第5条. 消防の責任**

1. 消防は、ベトナム社会主義共和国の国土におけるすべての機関、組織、世帯および個人の責任とする。
2. 健康状態が良好な18歳以上の国民は、居住地または職場において構成された人民防衛隊や施設消防隊への参加を要請された場合は参加しなければならない。
3. 機関、組織の長および世帯主は、自らの責任範囲において、消防活動を統括し、常にその活動を監督する責任を有する。
4. 消防警察部隊は、各機関、組織、世帯、個人の消防活動を指導、監督し、かつ消防の任務を遂行する責任を有する。

#### **第6条. 消防に関する宣伝、普及、教育の責任**

1. 報道・宣伝の機関は、消防に関する法律や知識を全国民に定期的に幅広く宣伝、普及する責任を有する。
2. 機関、組織および世帯は、自らの管轄範囲において、消防に関する法律や知識を宣伝、教育、普及する責任を有する。

#### **第7条. ベトナム祖国戦線とその下部組織の責任**

ベトナム祖国戦線およびその下部組織は、国民が本法の規定を履行するための宣伝、動員活動について、実施指導機関と連携して実施状況を監視する責任を有する。

#### **第8条. 消防基準の制定と適用**

1. 国家権限機関は、公安省と合意した上で消防に関する基準の制定について責任を有する。
2. 機関、組織、世帯および個人は、消防活動において、消防に関するベトナムの諸基準を遵守しなければならない。消防に関する外国基準の適用は政府の規定に従って行われる。

#### **第9条. 火災爆発保険**

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

火災・爆発の危険性のある施設を保有する機関、組織および個人は、当該施設の財産に対する火災爆発保険の加入が義務づけられている。国は、機関、組織、個人の火災爆発保険への加入を奨励する。

政府は、火災・爆発の危険性のある施設リスト、火災爆発保険の条件と保険料の基準、最低保険料を規定し、また火災爆発保険事業を行う国営企業を設立する。

#### 第 10 条. 消防に参加する者に対する政策

消防を行う者、消防に参加する者が、死亡、傷害、健康被害、財産的被害を受けた場合は、法律の規定に従った政策や制度を享受できる。

#### 第 11 条. 全国消防運動日

毎年の 10 月 4 日を「全国消防運動日」とする。

#### 第 12 条. 国際協力

1. ベトナム政府は、消防活動における国際協力活動を拡大発展させる。
2. 火災が発生した場合、ベトナム政府は諸国および各国際機関の支援、協力を呼びかける。

ベトナム政府は、消防について、自らの能力の限りにおいて必要に応じて他国を積極的に支援、協力する。

#### 第 13 条. 禁止行為

1. 人間の生命や健康に害を及ぼす、または国家、機関、組織、個人の財産に損害を与える、および環境、社会安全と秩序に悪影響を与える火災や爆発を故意に起こす行為。
2. 消防活動を妨害する行為。消防の任務遂行者に抵抗する行為。
3. 消防活動を悪用して、人間の生命や健康に害を与える行為、および国家、機関、組織、個人の財産を侵害する行為。
4. 火災の偽通報。
5. 可燃性・爆発性を持つ危険物を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、販売する行為。火元、熱源の管理、使用に関する規定およびその他国が規定した消防に関する諸基準に深刻に違反する行為。
6. 消防の設計が承認されないまま火災・爆発の危険性のある施設の建設工事を行う；火災・爆発の危険のある施設、および消防安全環境が整っていないと知りながら高層ビル、ショッピングセンターを利用する行為。
7. 消防用の設備、機械器具等、警戒標識、案内看板、避難口を破壊し、勝手に変更、移動するす行為。
8. その他本法の規定に違反する行為。

## 第二章

### 防火

#### 第 14 条. 防火対策基本措置

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 可燃物、爆発物、火元、熱源、発火性・発熱性の設備と器具、発火剤、発熱剤の管理と安全使用を厳格に行い、防災のための安全条件を確保する。
2. 常にかつ定期的に防災上の抜け穴や不備の点検、検出を行い、適宜是正措置を講じる。

#### **第 15 条. 消防のための設計および設計の審査・承認**

1. 新規の建設工事案件や計画を策定する際、または都市、住宅地、経済特別区、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの改築計画を策定する際には、下記事項を満たす消防のソリューションや設計案を出さなければならない。

- a) 建設場所、各ブロックと区域の配置
- b) 交通システム、給水システム
- c) 消防署を必要かつ適切な場所に配置する。
- d) 消防用経費の予算概算。

2. 新規の案件や建設工事の設計、建築物の改装または用途変更する場合は、下記事項を満たす消防のソリューションや設計案を出さなければならない。

- a) 建設場所、安全な距離
- b) 避難システム
- c) 消防の技術的安全システム
- d) 消防のためのその他の条件
- d) 消防用経費の予算概算。

3. 本条の 1 項と 2 項に規定する案件および設計は、消防の審査承認を受けなければならない。

4. 政府は、消防に関する設計および設計の審査承認の対象となる案件、工事の一覧およびその審査承認の期限を定める。

#### **第 16 条. 施設の建設投資およびその利用に関する各機関、組織、個人の責任**

1. 投資家は、消防に関する案件およびその設計の申請承認手続きを行い、当該建設工事の消防安全の設計が承認された場合のみ施行することができる。また、使用開始前に、当該工事の確認、監理、立入検査および引渡しを行う。

工事の施工中に設計の変更があった場合、その旨を説明し、修正補足した設計図の承認を再度得なければならない。

2. 投資家、請負業者は、工事施工中に自己の責任範囲において消防安全を確保しなければならない。

3. 各機関、組織、個人は、施設の使用中は常に消防の状態を点検し、維持すること。

#### **第 17 条. 家屋や住宅地の火災予防**

1. 家屋は、安全性が確保された電気システム、コンロ、祭壇を設置しなければならない。可燃物や爆発物は火元や熱源と離れたところに置くこと。また、いつでも消防できるような環境とツール等を準備すること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 集落、村落、部落、町に対し、消防および火と可燃物、爆発物の取扱いに関する規定、規則を制定すること。また、消防のための人力、機械器具等および実施案を作成し、かつ消防用の道路と水源を整備すること。

### 第 18 条. 動力車両の火災予防

1. 4 人乗り以上の動力車両、貨物と可燃性・爆発性の危険物の輸送用車両は、消防に関する国家管理機関が規定する条件を満たさなければならない。

2. 消防安全保障上の特定要件が求められる動力車両について、登録検査局は、消防に関する国家機関が適格と承認した場合のみ検査証を発行すること。また、これらの乗り物を新規製造や改造する場合は、その設計図の承認を受けなければならない。政府は、消防安全保障上の特定要件が求められる動力車両の種類を定める。

3. ベトナム国土に搬入される国際機関や海外の組織、個人の動力車両は、ベトナム国の法律の規定に従って、消防に関する諸条件を満たさなければならない。

4. 乗り物の所有者、司令官、運転者は、当該車両の運転中における消防の安全性を確保する責任を有する。

### 第 19 条. 森林の火災予防

1. 森林の管理、保護、開発および開拓を行うにあたり、森林分類の基準に基づいて消防の安全保護の対象範囲を確定する。また、森林を火災発生の危険度に応じて区分し、森林の種類ごとに消防の安全保護対策を講じること。

2. 森林開発の計画やプロジェクト計画を策定する際は、森林の種類ごとに消防対策を講じること。

3. 森林や林縁に所在する施設や家屋、交通路、可燃性・爆発性危険物の配管、森林を通るまたは林縁に沿う電気配線は、法律に規定する森林の消防上の安全地帯および安全な距離を確保しなければならない。

4. 機関、組織、世帯および個人が森林または林縁で活動を行う場合、本法に規定する消防上の安全事項および法律のその他の規定を遵守しなければならない。

5. 政府は森林の防災について詳細に定める。

### 第 20 条. 施設の火災予防

1. 規定の範囲内に配置され、自立した消防対策案が必要な、管理者のいる施設の活動については、下記の基本的な条件を整えて実施しなければならない。

a) 消防安全の規定、規則を制定する。

b) 防災対策を講ずる。

c) 施設の活動内容の性質に応じた火災の検知、消防、防止のシステムの整備。

d) 消防に関する条件を満たす人力、手段およびその他の条件の整備。

d) 消防、避難、人と財産の救出および延焼防止の対策。

e) 消防活動のための経費の計上。

g) 消防活動の監視監理の資料がある。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. その他の施設については、その施設の規模および活動内容の性質に応じて、本条の1項に規定する防災に関する条件を実施する。

3. 本法の第21条から第28条に規定される対象は、本条の1項に規定する防災の条件を履行すると同時に、消防上その対象ごとの特殊な措置を実施しなければならない。

#### **第21条. 経済特区、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの火災予防**

1. 経済特区、工業団地、輸出加工区およびハイテクパークには、専任の消防チームを設置し、また消防全体の対策案を講じる。

2. 本条の1項に規定する区域に事業所を有する組織、個人は、消防安全保護の対策を講じ、また消防チームを設置しなければならない。

#### **第22条. 石油製品、可燃性ガスおよび火災・爆発の危険性がある資材や物品の採掘、加工、製造、輸送、販売、使用、保管上の火災予防**

1. 石油、可燃性ガスの採掘場には、可燃性ガス漏れ検知器とその処理装置を整備し、施設ごとに、また施設の連鎖を消防する対策を講じる。

2. 石油製品、可燃性ガスの保管倉庫、輸送システムおよび石油、可燃性ガスの加工施設には、ガソリン・石油・ガスの濃度の警報・処理システムを整備しなければならない。また、貯蔵タンク、設備、配管の漏れや破損の防止保護措置を講じる。

3. 石油製品、可燃性ガスの販売店は、隣接する施設に対する消防安全を確保しなければならない。また、石油製品や可燃性ガスの輸送、搬入出に際しては、消防安全に関する諸規定を遵守しなければならない。

4. 火災・爆発の危険性のある資材や物品の製造、販売、供給、輸送の事業活動を行う組織、個人は、消防に関する条件を満たした認定書を受領しなければならない。また仕様に関する情報を物品のラベルに表示し、ベトナム語表記の消防安全説明書を整備しなければならない。

5. 火災・爆発の危険性のある環境で従事する者や頻繁に可燃性・爆発性の危険物と接する者は、消防業務の研修を受け、研修修了証明書を取得しなければならない。

6. 石油製品、可燃性ガスを使用する器具、輸送の機械と手段は、火災爆発に対する安全を保障しなければならない。

#### **第23条. 高層建築物、水上建築物、地下建築物、トンネルと鉱物採掘施設の火災予防**

1. 高層建築物は、煙炎防止、火災による有毒煙やガスの拡散防止装置を整備すること。また、外部の消防機械・器具等が使用不可能なところの避難対策を講じ自力消火を確保する。

2. 火災・爆発の危険性のある水上建築物は、延焼防止と自力消防が可能な方法、人力、機械器具等を確保すること。

3. 地下建築物、トンネル、鉱物採掘施設は、可燃性ガスや有毒ガスの検知装置を整備すること。また、換気装置を整備し、人と財産の救出と消防ための人力および機械器具等を整備すること。

#### **第24条. 電力と電気設備・器具の製造、供給、使用上の火災予防**

1. 発電所、変電所、配電所には、火災事故の即応策が講じられる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 電気システムや電気設備の設計と据付け工事を行う場合は消防安全基準を満たしていなければならない。
3. 火災・爆発の危険がある環境で使用される電気設備・器具は、火災・爆発に対する安全性があるものでなければならない。
4. 電力を供給する機関、組織、個人は、その消費者に対し消防安全保障対策について指導する責任を有する。

#### **第 25 条. 市場、ショッピングセンター、倉庫の火災予防**

1. 大規模市場およびショッピングセンターには、営業用、生活用、バックアップ用、消防用に個別の電気システムを構築し、消防安全上の要求事項に対応できるよう事業内容を検討して家族経営を配置し、火災発生時の避難と物品の搬出の対策を講じる。
2. 倉庫には、製造用、バックアップ用、消防用に個別の電気システムを構築し、消防安全上の条件に対応できるよう物資や物品を整理・配置する。可燃性・爆発性の危険物の保管倉庫は専用の倉庫とする。

#### **第 26 条. 港、駅、バスステーションの火災予防**

空港、港湾、河川港、駅、バスステーションには、公安省の規定に従って消防部隊を組織編成し、消防用の機械器具等の整備、また火災発生時の避難および交通機関、物品、物資の搬出の対応策を講じなければならない。

#### **第 27 条. 病院、学校、ホテル、ゲストハウス、ディスコ、劇場、映画館、その他公共の場所の火災予防**

病院、学校、ホテル、ゲストハウス、ディスコ、劇場、映画館、その他公共の場所において避難対策を講じ、また、自力で避難不可能な者をはじめ全員の避難について指導、支援し、消防について他の部隊との連携を図ること。

#### **第 28 条. 事務所、図書館、博物館、保管倉庫の火災予防**

事務所、図書館、博物館、保管倉庫は、事務用設備、書類、資料の整理を行い消防安全上の条件に対応すること。また、職場を離れる際には可燃物、火元、電源、発火性・発熱性の設備・道具、発火剤、発熱剤を厳格に管理し、防災措置を講じること。

#### **第 29 条. 消防安全の条件を満たさない施設、動力車両、世帯と個人の事業活動の一時停止、打ち切り**

1. 以下に該当する場合は、施設、動力車両、世帯と個人の事業活動を一時停止する。
  - a) 火災・爆発を引き起こす危険性がある場合。
  - b) 消防に関する規定に重大かつ深刻な違反行為があった場合。
  - c) 消防に関する規定の重大かつ深刻な違反行為に対し、消防の国家管理機関が是正勧告を出したにも拘らず実施しない場合。
2. 本条の 1 項に規定される施設、動力車両、世帯、個人が一時停止期間を過ぎても是正措置を実施しないまたは実施できずに深刻な悪影響を与える恐れがある場合は、その事業活動を打ち切る。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

3. 一時停止された場合、その火災・爆発の発生の危険が取り除かれる、あるいは違反行為が是正される、かつ一時停止を決定した機関から許可された場合のみ、事業活動を再開することができる。
4. 政府は、事業活動の一時停止、打ち切りの範囲、一時停止期間および一時停止や打ち切りの決定権を有する機関について規定する。

### 第三章

#### 消火

##### 第 30 条. 消火対策基本措置

1. できる限り迅速に各部隊および機械器具等を動員して消防活動にあたる。
2. 人と財産を救出し、延焼を食い止めることに全力を挙げる。
3. 消防活動を統一的に指導、指示する。

##### 第 31 条. 消火対策の策定とその訓練

1. 各施設、集落、村落、部落、町、森林、特殊動力車両、各々が消防対応策を講じる。これらの対応策は施設、集落、村落、部落、町の長および森林と移動手段の所有者が講じ、権限当局により承認されること。
2. 消防対応策は、承認された対策案に基づいて定期的に訓練を実施しなければならない。また、消防対策案に示される部隊および機械器具等は訓練を十分に受けなければならない。

##### 第 32 条. 火災通報と消火

警報または電話で火災を通報する。

火災通報用電話番号は全国統一である。情報通信手段は、火災通報とその消防のために優先される。

##### 第 33 条. 消火の責任と消火への参加

1. 火災を発見した者は、何らかの方法で素早く火災を通報し、消火を行わなければならない。火災現場の近くにある機関、組織、世帯、個人は即時にその火災を通報し、消防活動に参加しなければならない。
2. 消防部隊は、管轄地区における火災通報を受けて即時に火災現場に急行して消火活動を行うこと。管轄地区以外のところから火災通報を受けた場合は、即時に火災発生地を管轄する消防部隊に連絡し、また自分の上司に報告すること。
3. 医療、電力、給水、都市環境、交通の各機関およびその他関連機関は、消防指令者から要請された場合に遅滞なく火災現場へ人力および機械器具等を出動させる。
4. 公安、人民軍、自衛の部隊は、秩序を維持し、消防管轄エリアを保護し、消防活動へ参加する責任を有する。

##### 第 34 条. 消火のための人力と機械器具等の動員

1. 火災発生時に、各機関、組織、世帯、個人の財産、機器器具、人力を消防活動に参加させるまたは消防活動をサポートするために動員されることがある。本法第 38 条の 1 項の d) の規定に基づいて損害を受けた機械器具、財産および破壊された家屋、施設については、法律の規定に従って損害賠償を請求することが出来る。



【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 優先車両、軍隊、国際機関、在ベトナムの海外組織、個人の機械器具と人力は、政府の規定に従って消防活動に参加する

### 第 35 条. 消火用の水源と消火用具

火災発生時の消防に必要なすべての水源と消火用具は消火を目的に優先使用される。

### 第 36 条 消火に参加する者、機械器具の優先と優先権の確保

1. 消火へ動員される者は交通機関を優先的に利用できる。
2. 各部隊と機械器具は消火の任務の遂行にあたり次の優先権が与えられる。
  - a) 消防警察の部隊、機械器具等は、サイレン、ライト、信号旗およびその他の特殊な信号を使用することができる。また、法規に従って交通路を優先して通行することができる。
  - b) 消火へ動員されるその他の部隊、機械器具等は、消防管轄エリア内において本項 a)に規定する優先権が与えられる。
3. 通行者や通行車両は、消防の任務を遂行する機械器具の緊急信号、サイレン、旗に遭遇した場合は、即刻道を譲らなければならない。
4. 交通警察部隊およびその他部隊は、交通秩序を維持する任務の遂行において、消火の部隊や機械器具が速やかに通行できるよう確保すること。

### 第 37 条. 消火指令者

1. 全ての場合において、火災現場で最も高位の役職に就く消防警察署の者が消火指令者となる。
2. 消防警察部隊が火災現場に到達するまでは、消火指令者は下記のとおり規定される。
  - a) 施設で発生した火災の場合はその施設の長を消火指令者とし、その施設の長が不在の場合は当該施設消防チームのリーダー或いは代行者を消火指令者とする。
  - b) 集落、村落、部落、町で発生した火災の場合はその集落、村落、部落、町の長を消火指令者とし、その長が不在の場合は人民防衛チームのリーダー或いは代行者を消火指令者とする。
  - c) 通行中の動力車両に火災が発生した場合、その交通機関の指令者や所有者を消火指令者とし、その指令者や所有者が不在の場合は運転者を消火指令者とする。
  - d) 森林火災で、その森林の所有者が機関、組織の場合は、当該機関、組織のトップまたはその代行者を消火指令者とする。この場合、火災発生地の子、村落、山村の長は消火の指揮に参加する責任を有する。森林所有者が世帯や個人の場合は、火災発生地の子、村落、山村の長を消火指令者とする。

火災発生地の子森林管理署の長またはその代行者は消火の指揮に参加する責任を有する。

- d) 火災現場にいる機関、組織の長、子・地区・町（以下「子レベル」という）の子人民委員会の長以上の者は消火の指導・指揮者となる。

### 第 38 条. 消火指令者の権限と責任

1. 消防警察部隊に属する消火指令者は次の権限を有する。
  - a) 消火のために即時に消防部隊の人力と機械器具を動員することができる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- b) 消火管轄エリア、消火対応策を決定し、また近隣の地形等を利用して消火を行う。
- c) 関係のない者や機械器具の消防管轄エリアの通行を禁止し、消防のために各機関、組織、世帯の財産、機械器具と人力を動員することができる。
- d) 人命救助および深刻な被害を引き起こす大火災の防止のために家屋、施設、障害物の破壊および財産の搬出の決定を下す。

2. 各機関、組織の長と村レベル人民委員会の委員長以上の役職である消火指令者は、自己の管理範囲内において本条1項に規定する権限を行使することができる。

本法の第37条2項の a), b), c), d) に規定する消火指令者は、自己の管轄範囲において本条の1項の a) と b) に規定する権限を行使することができる。

3. 何人も消火指令者の指示に従わなければならない。消火指令者は自己の決定事項に対し法律上の責任を負う。

### 第39条. 大火災および深刻な悪影響を引起す恐れのある火災の発生時の対応責任

1. 火災発生地の村レベル人民委員会の委員長、施設、組織の長は、消防の指導、指揮の責任を有し、消防のための環境を整えること。自己の対応能力を超える場合は、迅速に県、郡、町、省直轄都市の人民委員会委員長または上位の管轄機関の長にその旨を報告して対応を仰ぐ。また、必要に応じて、地方省、中央直轄市の人民委員会委員長に報告すると同時に県、郡、町、省直轄都市の人民委員会委員長に報告しなければならない。

2. 地方の対応能力を超える場合、公安大臣は、地方省、中央直轄市の人民委員会委員長の提案に基づき、各省庁、省レベルの機関、政府直属機関および関連する地方省、中央直轄市の人民委員会と連携し対応を指導する。

3. 特に深刻な場合、公安大臣は政府首相にその旨を報告し決定を仰ぐ。

### 第40条. 火災による悪影響への対応

1. 火災による悪影響への対応は下記の通り。

- a) 被害者の応急措置を行い、また被害者の生活の安定化のための救助、支援を行う。
- b) 環境衛生と社会秩序安全を確保するための措置を講ずる。
- c) 製造、販売、サービスなどの事業および活動を速やかに回復・復旧させる。

2. 火災発生地の村レベルの人民委員会委員長、施設、組織の長の役職以上の者は、本条1項の規定の実施指導について責任を負う。

### 第41条. 火災現場の保護と火災事件関連文書の作成

1. 公安部隊は、火災現場の保存、鑑定、捜査を行う責任を負う。火災発生地にある機関、組織、世帯、個人は、火災現場の保存に協力し、火災事件の事実情報を国家権限機関へ通報する義務を負う。

2. 消防警察は、火災事件の関連文書の作成、消防の効果の評価、火災現場の鑑定への立会、および火災原因を特定する責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

## 第 42 条. 駐在外交機関の事務所、領事館、国際機関の駐在事務所およびこれらの機関の職員住宅の火災発生時の消火

1. 駐在外交機関の事務所、領事館、国際機関の駐在事務所およびこれらの機関の職員住宅に火災が発生した場合、現場に居る者は即座に消火を行い周辺への延焼を防ぐ対策を行う責任を負う。
2. ベトナムの消防部隊は、駐在外交機関の事務所、領事館、国際機関の駐在事務所およびこれらの機関の職員住宅の外部に延焼しないよう防止対策を行う責任を負う。
3. ベトナムの消防部隊は、消火の目的で駐在外交機関の事務所、領事館、国際機関の駐在事務所およびこれらの機関の職員住宅に入るときは、ベトナムが締結した或いは加盟している国際条約の規定に従わなければならない。
4. 政府は本条の 3 項に規定する対象者に対する消防について詳細に定める。

## 第四章

### 消防部隊の組織編成

## 第 43 条. 消防部隊

消防部隊は、全国民に対する消防活動における中核的な部隊として下記がある。

1. 人民防衛隊
2. 施設消防隊
3. 法律に基づいて組織を編成し運用される専門分野の消防部隊
4. 消防警察部隊

## 第 44 条. 人民防衛隊、施設消防隊の設立、管理と指導

1. 人民防衛隊、施設消防隊は、下記の規定に基づいて設立、管理、指導される。
  - a) 集落、村落、部落、町には人民防衛隊が設立される。人民防衛隊は村人民委員会により設立、管理、指導される。
  - b) 各施設には、施設消防隊が設立される。この施設消防隊は当該機関、組織の長により設立、管理、指導される。
2. 人民防衛隊、施設消防隊の設立決定を出す当局は、地方の消防警察局に書面をもって通知しなければならない。

## 第 45 条. 人民防衛隊と施設消防隊の任務

1. 消防安全に関する規定、規則の制定について提案する。
2. 消防に関する法律と知識の宣伝、普及を指導し、全国民の消防運動を構築する。
3. 消防安全に関する規定、規則の遵守状況を確認し、それを促進させる。
4. 消防業務の教育訓練活動を開催する。
5. 火災発生時の消火対策を策定し、人力と機械器具を準備し消火に備える。また、要請を受けて他の地方や施設の消防活動へ参加する場合もある。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

#### **第 46 条. 人民防衛隊、施設消防隊に対する訓練、養成、指示、検査、業務指導、移動およびそれらに対する制度と政策**

1. 人民防衛隊、施設消防隊は、業務の訓練と養成を受け、消防警察局から専門と業務に関する指示、検査、指導を受ける。また、権限機関からの命令で消防活動に急行する。
2. 人民防衛隊、施設消防隊は、政府の規定に基づいて、業務の訓練と養成を受ける期間中および消防に直接携わった際に制度と政策を享受できる。

#### **第 47 条. 消防警察部隊の組織編成**

1. 消防警察部隊は人民公安部隊に属する武装部隊の一部であり、中央から地方まで管理体制が組織されている。
2. 国は、精鋭を集めた正規の消防警察部隊を構築し、段階的に近代化を図り、国家の経済社会発展に伴って要求される条件に対応させる。
3. 消防警察部隊の組織構成は政府により規定される。

#### **第 48 条. 消防警察部隊の機能および任務**

1. 消防に関する法律の制定および実施指導について国家権限機関に提案、助言する。
2. 法律の宣伝、普及活動の実施；消防に関する知識および業務の訓練、養成；大衆の消防活動への参加運動の構築について指導する。
3. 防災対策を実施し、火災発生時に即時に消火を行う。
4. 消防部隊を構築し、消防用の機械器具等を装備し、管理する。
5. 消防分野の研究を行い、科学技術の成果を活用する。
6. 消防に関する法律の違反行為を確認し、処分する。

#### **第 49 条. 消防警察部隊のユニフォーム、バッジ、階級章および制度、政策**

1. 消防警察部隊に属する士官、下士官、隊員にユニフォーム、バッジ、階級章が支給される。また、人民警察部隊に対する政策・制度および政府の規定に基づく手当とその他の制度を受けることができる。
2. 消防警察部隊に属する隊員は、公安部隊の隊員と同様の制度・政策を受けることができる。

### **第五章**

#### **消防用の機械器具等**

#### **第 50 条. 施設、集落、村落、部落、町、世帯、各種の森林に対する消防用の機械器具等および動力車両の装備**

1. 機関、組織、個人は、自己の管轄範囲における施設、各種の森林に対する消防用の機械器具等および動力車両を各自で装備しなければならない。

村人民委員会は、人民防衛隊に消防用の機械器具等を装備しなければならない。

製造・販売・サービス事業を行う組織、個人および、非国営の森林所有者、動力車両の所有者は、各自で消防用の機械器具を装備しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 世帯は、消防用の機械器具およびその環境を整備しなければならない。
3. 公安省は、本条の1項と2項に規定する対象者に対する消防用の機械器具の装備の関連条件について詳細に定め案内する。

#### **第51条. 消防警察部隊に対する機械器具の装備**

国は、消防警察部隊に対し、消防用の機械器具およびその他必要な設備を装備し、全体の近代化を段階的に行い、消防や人の救助に関するすべてのケース・条件に対応出来るようにする。

#### **第52条. 消防用の機械器具等の管理と使用**

1. 機関、組織、世帯と個人の消防用の機械器具等は、迅速な消火活動を行うために管理、使用されなければならない。
2. 機械化消防用の機械器具等は、消防の目的以外に社会安全秩序の確保および政府が規定するその他の場合にも使用される。

#### **第53条. 消防用の機械器具等の製造と輸入**

1. 国内で製造されるまたは海外から輸入される消防用の機械器具等は、品質基準に適合し、またベトナムの環境に適応するものであること。
2. 消防用の機械器具等の製造販売事業を行う組織、個人は、消防に関する国家権限機関が規定する施設に対する条件および専門的技術条件を満たさなければならない。

### **第六章**

#### **消防活動への投資**

#### **第54条. 消防活動への投資財源**

1. 消防活動への投資財源は下記の通り。
  - a) 国家予算
  - b) 火災爆発保険による収入
  - c) 国内の機関や組織および個人、海外の組織や個人の寄付、援助による収入、および法律に基づくその他の収入
2. 政府は、消防活動のための財源の管理・運用制度および徴収源、徴収額を詳細に定める。

#### **第55条. 消防活動へ投資する国家予算**

1. 国は、毎年消防活動への投資に必要な予算額を確保する。
2. 国は、消防警察部隊、事業団体、武装部隊およびその他国家予算対象の団体に消防用の予算を付ける。
3. 本条の2項に該当しない者は、消防活動の経費を自ら確保しなければならない。

#### **第56条. 消防活動への投資の奨励**

1. 国は、国内の機関、組織、個人、海外在住ベトナム人、海外の組織、個人および国際機関に消防活動への投資、支援を奨励する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 国は、消防用の機械器具の製造、組立、輸出の事業に対し税務の優遇措置を設ける。

## 第七章

### 消防に関する国家管理

#### 第 57 条. 消防に関する国家管理事務

1. 消防に関する戦略、計画、スケジュールを策定し、その実施を指導する。
2. 消防に関する法的文書の制定、案内、実施指導を行う。
3. 消防に関する法律および知識の宣伝、教育を行う。
4. 消防活動を指導する。
5. 消防のための部隊の構築とその教育を行い、また、必要な機械器具等を整備し、監理する。
6. 消防活動の予算を確保し、また消防に係わる火災爆発保険を構築する。
7. 建設案件の消防の審査、承認およびその設計と検査を行う。消防用の機械器具を検定しその安全性を認定する。また、消防上の安全条件を確認する。
8. 消防の研究による技術や化学的成果を応用し普及させる。
9. 消防に関する違反の査察、検査、処分およびその告訴や提訴の対応解決を行い、また火災事件の捜査を行う。
10. 消防に関する国家レベルの統計を実施する。
11. 消防に関する国際協力を行う。

#### 第 58 条. 消防に関する国家管理機関

1. 政府は、消防について国家管理事務を統括する。
2. 公安省は、消防に関する国家管理事務について政府に対して責任を負う。
3. 各省庁、省レベル機関、政府直属機関は、自己の任務と権限の範囲において消防に関する諸規定の実施指導について公安省と連携する責任を有する。

政府は、国防施設の消防の実施指導に関する公安省と国防省との連携、および森林の消防の実施指導に関する公安省と農業農村開発省との連携について定める。

4. 各級の人民委員会は、自己の任務と権限の範囲において、管轄地方における消防に関する国家管理事務を実施する責任を有する。

#### 第 59 条. 消防の査察

1. 消防の査察は専門分野の査察である。
2. 消防の査察官は、次の任務と権限を有する。
  - a) 消防に関する法律の遵守状況の査察。
  - b) 被査察者に、査察に関連する書類の提示および関連事項の聴取。
  - c) 自己の管轄範囲において消防に関する法律違反の処分。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

3. 査察団と査察官は自らの決定事項について法律上の責任を負う。
4. 政府は消防の査察の組織と活動について詳細に定める。

#### 第 60 条. 査察対象者の権限と義務

1. 被査察者は次の権限を有する。
  - a) 査察団には査察決定書の提示、査察官には査察官証明書の提示を要請し、また査察に関する法律に則った査察を行うことを要請できる。
  - b) 法律に違背すると認められる根拠がある場合、査察の決定、査察官の行為および査察時の決定事項について国家権限機関に提訴、告訴、訴訟を起こすことができる。
  - c) 査察団や査察官の法律に違背する行為によって受けた損害に対して賠償を請求することができる。
2. 被査察者は、査察団と査察官の要求事項に応じ、査察団と査察官の任務遂行のための環境を整え、また法律に基づいて査察団と査察官の決定事項に従う義務がある。

#### 第 61 条. 提訴、告訴、訴訟の権限

1. 機関、組織、個人は、法律に基づいて査察団と査察官の決定事項や対応措置について提訴や訴訟を起こす権限を有する。
2. 個人は、消防に関する法律の違反行為について国家権限機関に告訴する権限を有する。
3. 提訴、告訴、訴訟を受けた機関は、法律の規定に基づいて即時に審査、解決する責任を有する。

### 第八章

#### 賞罰

#### 第 62 条. 褒賞

消防活動で功績を上げた機関、組織、世帯、個人は、法律の規定に従って褒賞を受ける。

#### 第 63 条. 違反処分

1. 本法の規定に違反した者は、その違反の性質や深刻度により行政処分または刑事責任が科せられる。また、損害を引き起こした場合は法律に則って賠償しなければならない。
2. 消防活動上の任務や権限を乱用して国家利益および組織や個人の合法的権利を侵害した者は、その違反の性質や深刻度により懲戒処分または刑事責任が科せられる。また、損害を引き起こした場合は法律に則って賠償しなければならない。
3. 消防活動の整備、監理、実施状況の確認を怠ったために火災を引き起こした機関、組織の長は、その被害の性質や深刻度により法律に基づいて懲戒処分または刑事責任が科せられる。

消防任務遂行の責任感の欠如によって深刻な悪影響を起こした消防署の長は、その違反の性質や深刻度により法律に基づいて懲戒処分または刑事責任が科せられる。

### 第九章

#### 施行条項

#### 第 64 条. 施行効力

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

本法は2001年10月4日より施行される。

本法に反する以前の規定は廃止される。

#### **第 65 条. 施行案内**

政府は本法の施行について詳細を定め施行を案内する。

本法は2001年6月29日付ベトナム社会主義共和国第10期国会第9回会議において採択された。

**Nông Đức Mạnh**

(署名済み)